

秋田県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和元年12月17日

秋田県知事 佐竹敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	檜渕横渡線	由利本荘市滝字曲沢70番地2地先	6.00～7.00	0.040
	新	檜渕横渡線	〃	6.00～23.00	0.040

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和元年12月17日（火）から同月31日（火）まで（秋田県の休日をも定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）